

青森県報

第四千五百十二号

平成三十年
十月九日
(火曜日)

目次

告 示

- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………(同) ……一
- 保安林の指定解除……………(同) ……二

公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域
県民局) ……四
- 教育委員会……………
- 青森県三内丸山遺跡センター規則……………(文
化課財) ……四

告 示

青森県告示第六百八十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡南部町大字相内字大船山一の一四

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百八十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一(一) 解除予定保安林の所在場所

青森市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

二(一) 解除予定保安林の所在場所

東津軽郡平内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦菟町字上雲母坂五五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林の解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成三十年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成三十年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マックスバリュ八戸上組町店

八戸市大字上組町三三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 佐々木智佳子

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 佐々木智佳子

2 未定

3 未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年五月十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六七三・八二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

- 五 一 台 (位置は、届出書添付図面のとおり)
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) マックスバリュ東北株式会社
 - 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時
 - 未定
 - (二) 未定
 - 開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時
 - 未定
 - (三) 未定
 - 開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時
 - 未定
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前七時三十分から翌午前零時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 四 四か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 二十四時間
 - 八 届出年月日
 - 平成三十年九月十二日
 - 九 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
 - 青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁
 - 2 期間
 - 平成三十年十月九日から平成三十一年二月九日まで
 - 3 時間
 - 午前八時三十分から午後五時十五分まで

十 意見書の提出

市町村名	大字名	小字名
弘前市	清水富田	寺沢、寺田
南部町	苫米地	大平、頭無、頭無北向、館野、長坂、半藤、内山、穴久保、牛立森、大森、上新田、作左、工門山、沢頭、猪留頭森、猪留沢頭、新館、新田、田頭、槻ノ木沢、槻ノ木森、泥ノ木、長森、早坂、法丁、水溜

青森県知事 三 村 申 吾

平成三十年十月九日

弘前市及び南部町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

地籍調査の成果の認証

- この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
 - 平成三十一年二月九日
- 2 提出先
 - 青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
 - 意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社瑪耶
- 二 代表者の氏名 水上徳昭
- 三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉七〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ七）第二〇〇四九三号
- 五 取消年月日 平成三十年九月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県三内丸山遺跡センター規則をここに公布する。

平成三十年十月九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県三内丸山遺跡センター規則

（趣旨）

第一条 この規則は、青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）の組織及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（分課）

第二条 センターに、総務課及び保存活用課を置く。

（所掌事務）

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に関する事。
 - 二 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
 - 三 文書類の収受及び発送に関する事。
 - 四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する事。
 - 五 予算及び決算に関する事。
 - 六 物品の出納及び管理に関する事。
 - 七 条例別表第二号に掲げる施設（以下「企画展示室等」という。）の使用の承認並びに使用料の徴収及び免除に関する事。
 - 八 施設設備の管理に関する事。
 - 九 三内丸山遺跡センター運営協議会に関する事。
 - 十 前各号に掲げるもののほか、庶務一般に関する事。
- 2 保存活用課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 三内丸山遺跡（以下「遺跡」という。）の発掘調査及び遺跡に関連する縄文文化（以下「縄文文化」という。）の調査に関する事。
 - 二 遺跡及び遺跡の出土品並びに縄文文化（以下「遺跡等」という。）の研究に関する事。
 - 三 遺跡及び遺跡の出土品の保存に関する事。
 - 四 遺跡等に関する資料の展示及び説明に関する事。
 - 五 遺跡等に関する体験学習の実施等に関する事。
 - 六 遺跡等に関する案内書、図録、年報等の作成及び配布に関する事。

（職員の職）

第四条 センターに、次の職を置く。

一 所長

- 二 副所長
- 三 課長
- 2 前項に規定する職のほか、必要に応じ次の職を置く。

- 一 副課長
- 二 総括主幹
- 三 総括主幹専門員
- 四 主幹
- 五 文化財保護主幹
- 六 主幹専門員
- 七 主査
- 八 文化財保護主査
- 九 主任専門員
- 十 主事
- 十一 文化財保護主事
- 十二 専門員

- 3 前二項各号に掲げる職には、事務職員をもって充てる。

- 4 第一項及び第二項に規定する職のほか、技能技師を置くことができる。

(職員の職務)

- 第五条 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副所長は、所長を補佐し、所務を整理する。

- 3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

- 4 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

- 5 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

- 6 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

- 7 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

- 8 文化財保護主幹は、上司の命を受け、埋蔵文化財に関する特に命ぜられた専門的
事務を掌理する。

- 9 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜ
られた事務を掌理する。

- 10 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。

- 11 文化財保護主査は、上司の命を受け、埋蔵文化財に関する高度な専門的事務に従

事する。

- 12 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事
務に従事する。

- 13 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

- 14 文化財保護主事は、上司の命を受け、埋蔵文化財に関する専門的事務に従事す
る。

- 15 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事す
る。

- 16 技能技師は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(開所時間)

- 第六条 センターの開所時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲
げる時間とする。

一 六月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後六時まで

二 十一月一日から翌年の五月三十一日まで 午前九時から午後五時まで

- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは開所時間を変更すること
ができる。

(休所日)

- 第七条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、所長は、特別の事情があ
るときは、臨時に休所することができる。

一 毎月第四月曜日 ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法
律第七十八号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の直近の休日
でない日とする。

二 二 年未年始 十二月三十日、十二月三十一日及び一月一日

三 所内整理日 年間十日以内

- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休所日に開所すること
ができる。

(観覧券の交付)

- 第八条 遺跡に関する資料を観覧しようとする者は、観覧券の交付を受けなければ
ならない。

(使用手続)

- 第九条 企画展示室等を使用しようとする者は、使用の日の七日前までに、使用承認
申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所長は、企画展示室等の使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。

3 前項の使用承認書の交付を受けた者は、条例に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第十条 所長は、条例別表第一号に掲げる常設の展示の観覧が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条の規定により、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

一 教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧するとき
使用料の全部の額

二 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧するとき
使用料の全部の額

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧するとき
使用料の全部の額

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。）
使用料の全部の額

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。）
使用料の全部の額

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧するとき
使用料の全部の額

七 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めたととき
使用料の全部又は一部の額

2 所長は、企画展示室等の使用がセンターの目的にふさわしい資料展示、体験学習等のためであつて、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条の規定により、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

一 専ら小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒並びに前項第三号から第七号までに規定する者を対象とする事業の

ために使用するとき
使用料の全部の額

二 地方公共団体又は県民の文化の振興を目的として活動している団体が使用する
とき
使用料の二分の一の額

三 前二号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めたととき
使用料の二分の一の額

(運営協議会)

第十一条 センターの円滑な運営に資するため、三内丸山遺跡センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。
(施行事項)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭